

5. 在職老齢年金の支給停止額

退職共済年金又は老齢厚生年金の受給者が再就職や再任用により賃金を受け取っている場合、賃金と年金の合計額が一定の基準を超えると、年金の一部又は全部の支給停止を行うこととなっています。

この支給停止の基準となる額が一元化により大きく変わりました。

◎65歳未満の年金受給者に大きな違い

これまでの制度では、退職共済年金の受給者が共済組合員となった場合（再任用フルタイム等）、賃金＋年金が28万円を超えると、年金の一部又は全部を支給停止していました。（職域部分は全額支給停止）

また、退職共済年金の受給者が厚生年金被保険者等となった場合（再任用短時間、民間企業等）、賃金＋年金が47万円を超えると、年金の一部又は全部が支給停止となりました。

この場合の「賃金」とは毎月の給料＋過去1年間のボーナスの合計の1/12を言います。

これが一元化後では、老齢厚生年金受給者が厚生年金被保険者となった場合、65歳未満は賃金＋年金が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部が支給停止、65歳以上では、年金＋賃金が47万円を超えた場合、年金の一部又は全部が支給停止となります。

◎支給停止額の算定例

賃金が月額22万円、年金（2階部分のみ）が月額14万円の場で試算してみます。

これまでの共済年金の方式で計算すると、再任用フルタイムなど退職後引き続き共済組合員となった場合は、賃金の22万円分だけが支給され、年金は全額支給停止となります。

退職後、再任用短時間や民間企業にお勤めされていて、厚生年金被保険者である方は、賃金＋年金が47万円を超えないと支給停止になりませんので、試算の方の場合は賃金22万円と年金14万円の合計36万円が全額もらえることとなります。

一元化後の基準で計算すると、65歳未満の方は賃金＋年金の合計額36万円が基準額28万円を超えた額8万円の1/2の4万円が停止額となり、年金支給額は14万円-4万円の10万円となります。

65歳以上の方は、賃金＋年金の合計額36万円が47万円を超えないため、支給停止とはなりません。なお、65歳から支給される基礎年金は在職支給停止の対象ではありませんので、この年金額には含めません。

◎2つの経過措置

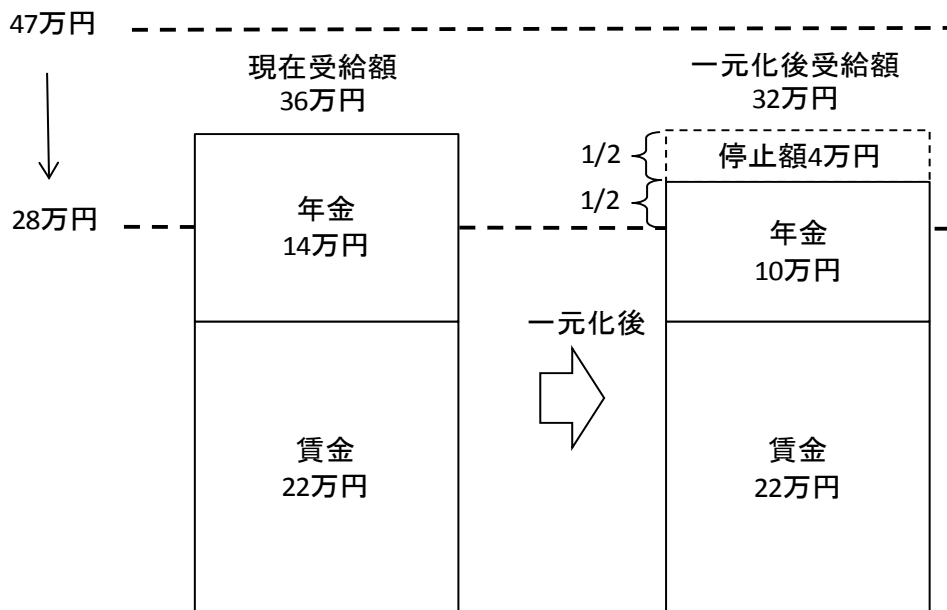
在職支給停止の限度額が、大きく変わることによる影響を緩和するために、2つの経過措置があります。

1つ目の経過措置は、年金と賃金の合計額から一元化前の制度の停止計算式による停止額を除いた額の10%の額に一元化前の制度の停止計算式による停止額を加えた額を支給停止とする経過措置です。この経過措置によると前述の試算の方は一元化前の制度の停止計算方式による停止額が0円のため、36万円の10%、3万6千円が支給停止となり、年金14万円から3万6千円を引いた10万4千円が調整後の年金支給額となります。

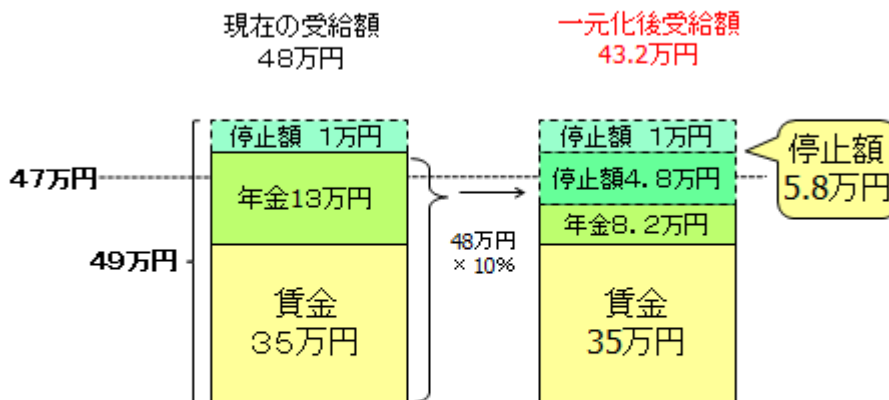
2つ目の経過措置は、28万円の基準額を35万円とするものです。この経過措置によると、前

述の試算の方は賃金+年金 36 万円が基準額 35 万円を 1 万円超えますので、1 万円が支給停止となり、年金支給額は 13 万円になります。

○在職支給停止のモデルケース(65歳未満で再任用短時間の方の場合)



○緩和措置の計算 (10%緩和措置:一元化前停止額がある方のモデルケース)



【一元化前の停止額】

- (「賃金」+「年金」- 47万円) × 1/2
 $(35万円 + 14万円 - 47万円) \times 1/2 = 1万円$

【10%緩和措置の計算】

- (「賃金」+「年金」-(一元化前の制度の停止計算による停止額)) × 10% + (一元化前の制度の停止計算による停止額)
 $(35万円 + 14万円 - 1万円) \times 10\% + 1万円 = \underline{5.8万円}$